

1 健全化判断比率について

(1)実質赤字比率 平成25年度→該当なし 【早期健全化基準 15.00%】

一般会計を対象とした実質赤字額を、標準財政規模で除して算定され、東通村の一般会計の赤字額が村の標準的な年間収入に対し占める割合を表しています。

(2)連結実質赤字比率 平成25年度→該当なし 【早期健全化基準 20.00%】

一般会計の実質赤字に公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額を加えた実質連結赤字額を標準財政規模で除して算定され、東通村の全ての会計の赤字額及び資金不足額が村の標準的な年間収入に対し占める割合を表しています。

(3)実質公債費比率 平成25年度→20.2% 【早期健全化基準 25.0%】

一般会計等が負担する地方債元利償還金及び企業債元利償還金等これに準ずる準元利償還金を標準財政規模で除して算定され、村債等の償還額が村の標準的な年間収入に対し占める割合であり、3ヵ年平均で表しています。

(4)将来負担比率 平成25年度→54.1% 【早期健全化基準 350.0%】

地方債残高、債務負担行為等支出確定額、退職手当支給予定額、公社等の負債のうち一般会計等が将来負担すべき見込額から、将来負担軽減効果のある基金等を控除し、標準財政規模で除して算定され、村が将来負担する見込額が標準的な年間収入の何年分に相当するのかを表しています。

2 各公営企業の資金不足比率について

公営企業会計ごとの資金不足額をそれぞれの事業規模で除して算定され、東通村の経営する公営企業の資金不足額が、それぞれの年間料金収入、使用料収入の何年分に相当するかを表しています。

(単位:千円)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額 ②	資金不足比率 ②/①
水道事業会計	138, 778	※3 <u>                    </u> (△59, 695)	<u>                    </u> (△43. 01%)
下水道事業特別会計	54, 708	※3 <u>                    </u> ( 0)	<u>                    </u> ( 0. 00%)

※3 資金不足比率がないため「—」で表示し、参考として黒字の金額、比率を( )内に△(マイナス)表示しています

標準財政規模

標準財政規模とは、普通交付税算定に用いる基準財政収入額等の地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標で、通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、健全化判断比率の算定や財政分析、財政運営の指標算出のために活用します。

〈参考 平成25年度〉

標準税込等→3,181,230 千円	}	3,878,541 千円
臨時財政対策債発行可能額→451,967 千円		
地方交付税→245,344 千円		